

杉並区選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により、令和8年6月28日執行の杉並区長選挙及び杉並区議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和8年6月21日

杉並区選挙管理委員会

支出制限額

杉並区長選挙	18,600,000円
杉並区議会議員補欠選挙	6,600,000円